



男女の賃金の差違を把握していますか？

平成28年4月1日に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下女活法）」では、一般事業主に対し、次の（1、2）について、常用労働者数が101人以上の事業主を義務、100人以下の事業主は努力義務とされています。

- （1）女性活躍に関する状況把握・課題分析し、**行動計画の策定**・届出・社内周知・外部公表
- （2）女性活躍に関する情報公表
 - ①女性労働者に対する職業生活に関する機会提供に関する実績
 - ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
 - ⇒常用労働者数301人以上の事業主（義務）
 - ⇒常用労働者数101人以上300人以下の事業主（義務）
 - ⇒常用労働者数100人以下の事業主（努力義務）

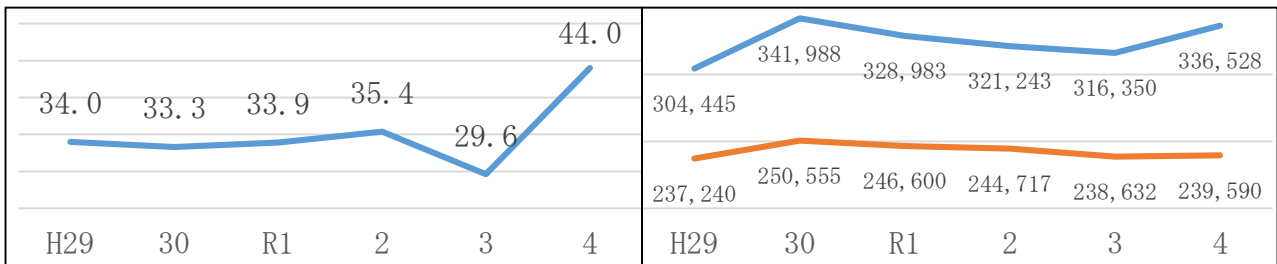


特に、令和4年7月8日施行の法改正以降、常用労働者数が301人以上の事業主には、情報公表の義務対象に「**男女の賃金の差違**」が追加されました。

そのため、対象となる事業主は男女の賃金の差違について正確に把握し、数値を公表しなければなりません。さらに、今後は対象の有無に関わらず雇用環境の改善などにより、格差是正に向けた取組を進めることが人材確保において非常に重要な要素になります。皆様の職場ではいかがでしょうか。是非のこの機会に確認をしてみてください。

【参考】

図1 女活法に基づく行動計画を策定した県内事業所の割合（％） 図2 県内事業者における所定内賃金の推移(上男性, 下女性)(円)



資料出所：労働実態調査（宮城県雇用対策課）

男女共同参画 Information Board



「女性にやさしい職場環境づくり」が始まります！

多くの若年層が県内に定着しやすい環境の整備を推進するため、女性の採用や活躍ができる環境の整備に意欲的な企業を対象に、社会保険労務士等の資格を有した専門家を派遣して、職場環境の分析を始め、就業規則の整備や国や県の認証制度を受ける支援を無償で行います。

県内各地域で事業説明会の開催を予定しています。詳しい日程やお申込等については、以下HPをご確認ください。

URL：<https://tmc-soudan.com/miyagi/woman-support/workstyle/session/>

令和5年度みやぎの女性応援プロジェクト推進事業

女性にやさしい職場環境づくり アドバイザー派遣 事業説明会

女性の採用、女性の活躍、働きやすい職場環境整備、多様な働き方取組を推進する企業を専門のアドバイザーが支援します

令和5年度男女共同参画推進事業のご紹介



男性にとっての男女共同参画推進事業

性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められています。男女共同参画の意義や取組について、男性の立場・視点から理解を促進するための講演会やセミナーを開催します。

みやぎの女性応援プロジェクト推進事業

みやぎの女性が豊かでいきいきと生活することができるよう、県内に定着しやすい環境の整備を促進するため、主に次のような取組を行っています。

- ・みやぎの女性応援ポータルサイトの運営
- ・県内事業者における就業環境の整備支援
- ・女性活躍を推進するイクボス等の研修会
- ・女性活躍に取り組む県内企業の紹介

あらゆる分野における男女共同参画社会の実現を始め、女性活躍を推進するための主な施策についてご紹介します。

みやぎの女性つながりサポート型支援事業

コロナ禍で孤独や不安を感じる、生活が苦しくなった、DVの不安など様々な悩みをもつ女性を支えるために、女性支援を行うNPO法人と連携し、以下の取組を実施しています。

- ・相談受付（対面、電話）
- ・同行支援（行政機関での手続き補助等）
- ・生理用品の配布等

男女共同参画社会の実現

女性のチカラを活かす企業認証制度

女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援等のチェック項目が記載された「ポジティブ・アクション・シート」で自己点検をさせていただき、一定基準を満たした場合に知事が認証する制度です。

令和5年8月1日現在、県内外の607社が認証されています。また、認証企業のうち43社が特に優れた取組を行う企業として、ゴールド認証されています。

いきいき男女共同参画人材育成事業

誰もがあらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた人材を育成する以下の事業を実施します。

- ・いきいきキャリアスタート事業（学生が対象の「男女共同参画」や「ワーク・ライフ・バランス」に関する研修）
- ・いきいきキャリアアップ事業（地域で働く女性の連携や就業継続意識向上を図る研修）



育休取得セミナーのご案内

厚生労働省との共催で、若年層向けの育児休業取得について、専門家と育休取得経験者からアドバイスを貰えるZoomウェブセミナーを開催します。

【10月26日（木）午後5時～】

男性の育児休業は、女性の離職率を低下させるとともに、産後うつを防止するともいわれています。ぜひこの機会に育休のいろはについて学んでみませんか。



厚生労働省 委託事業

参加無料

教えて！イクメンの星
育児休業の取り方・過ごし方



～男性の育休取得促進のために～

今後育児を担う可能性のある学生や若手社会人の方を対象に「育休の取得は難しい」「育休を取得したい」と思ってもらえるよう、育休取得のメリット、心構え等を、実際に育児休業を取得したイクメンの星（厚生労働省が選定した、イクメンのロールモデル）の体験談を交えて紹介するセミナーを開催します。
また、2023年4月に改正育児・介護休業法が全面施行され、男性向けの新たな育児休業制度が制定されるとともに、企業における新たな義務が設けられています。これらの新制度についてもわかりやすく解説します。みなさん、奮ってご参加ください！！

みやぎ男女共同参画相談室

一般相談 TEL 022-211-2570

受付 月曜日から金曜日まで（祝日・休日・LGBT相談時間除く）
午前8時30分から午後4時45分まで

法律相談 TEL 022-211-2570 ※事前予約制

※女性弁護士が面接にて相談対応します

受付 毎月第4木曜日（祝日・休日の場合は翌週）
午後1時から午後4時30分まで

男性相談 TEL 022-211-2557 ※男性相談員対応

受付 毎週水曜日（祝日・休日除く）正午から午後5時まで

LGBT(性的マイノリティ)相談 TEL 022-211-2570

受付 毎月第2・第4火曜日（祝日・休日除く）

男女共同参画サイト

働く暮らし、宮城で生きる、宮城の「今ここ」でしっかり生きることを応援

とらい・あぐる みやぎ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/danijo.html>

ざうっと宮城

宮城県に就職し、住み続ける女性のためのポータルサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/site/zuutto.miyagi/>

【お問い合わせ】

宮城県環境生活部 共同参画社会推進課
〒980-8570仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-2568
FAX 022-211-2392
メール danjo@pref.miyagi.lg.jp